

## 気象警報等発表時の児童生徒の登校について



### 中津川市に **気象警報** が発表された場合

【気象警報】大雨警報、洪水警報、大雪警報、暴風警報、暴風雪警報

**午前6時30分の時点で発表されている場合** ⇒ **臨時休校**

○午前6時30分の時点で気象警報が発表されている場合は、臨時休校の連絡は行いません。

**登校途中に発表された場合** ⇒ **臨時休校**

○登校途中に気象警報の発表を知った場合は、帰宅します。学校の近くで知った場合は、そのまま登校し、学校から保護者に連絡をしますので、迎えをお願いします。気象警報の発表に気付けなかった、あるいは判断に迷う時には登校し、学校の指示に従います。

**登校後に発表された場合** ⇒ **学校待機**

○通常授業を実施し、学校の指示に従って下校します。気象警報が継続して発表されるなどの状況によっては学校からメール等で保護者に連絡し、迎えをお願いすることがあります。  
○気象警報の発表が予測される場合にも、学校からメール等で保護者に連絡し、迎えをお願いすることがあります。



### 中津川市に **特別警報** が発表された場合

**特別警報**とは、警報の発表基準をはるかに超える大雨や、大津波等が予想され、重大な災害の起こるおそれが著しく高まっている場合に発表され、**最大級の警戒を呼びかけるもの**です。（気象庁HPより）

○在宅中に発表された場合は、直ちに命を守る行動をとってください。

○登校後に発表された場合は、危険が回避されるまで学校で待機させ、学校からのメール等で保護者に連絡し、迎えをお願いします。

※気象警報等が発表されていなくても、局地的に災害の恐れがあると保護者が判断された場合は、自宅待機をさせ、その旨を学校にご連絡ください。